

し ち の へ 農 業 委 員 会 だ よ り

通巻 33 号(28 号 31 年 4 月)
発行 七戸町農業委員会事務局
所在 七戸町字森ノ上 131-4
電話 68-2967(直通)



青 森 県 農 業 委 員 会 大 会



平成30年11月26日、青森市(リンクステーションホール青森)において、県内各市町村の農業委員、農地利用最適化推進委員、関係者など約1,000名参加のもと、平成30年度青森県農業委員会大会が開催されました。

大会では、地域農業等に功績のあった農業委員会・農業委員の表彰が行われ、本町からは農政功労農業委員に天間敏行委員、あおもり農林業支援センター理事長賞に七戸町農業委員会がそれぞれ表彰されました。

また、全国農業会議所の事務局長を講師に招いての基調講演、平成29年度決議事項の経過報告、農地利用最適化の取り組みを強化するための政策提案、申し合わせ決議事項3件を承認し、最後にガンバロー三唱で締めくくり閉会しました。

豊かな老後に備えて

農業者年金

に加入しましょう!

①政策支援を受けるとこんなにお得!

20歳から40年間単純に積み立てた場合

2万円 × 12ヶ月 × 40年間 = 960万円

20歳



60歳



以下の要件を満たせば、毎月の積立2万円が1万円の自己負担で済みます!

**216万円も
お得!**

国庫補助があるため960万の積立が**744万円**の自己負担で実現

国庫補助(1万円)	国庫補助(6千円)	保険料(自己負担) 2万円
保険料(自己負担)1万円	保険料(自己負担)1万4千円	
20歳	35歳	60歳

+

運用益

(保険料と国庫補助金分を基金が運用)
H20~29の運用利回りの平均は3.41%

運用期間:20歳~65歳

▼支援要件と月額保険料▼

※支援期間は通算で最長20年間(うち35歳以上の期間は最長10年間)

39歳まで加入し、農業所得が900万円以下で、以下のいずれかに該当する方は、通常2万円のところ、実際支払う保険料は、それぞれ以下のとおりとなります。

- | | |
|---|-------------------------------|
| (1) 認定農業者で青色申告している者 | } 1万円(35歳未満)、
1万4千円(35歳以上) |
| (2) 認定就農者で青色申告している者 | |
| (3) (1)または(2)の者と家族経営協定を結んで経営参画している配偶者・後継者 | } 1万4千円(35歳未満)、1万6千円(35歳以上) |
| (4) 認定農業者又は青色申告者で3年以内に(1)になることを約束した者 | |
| (5) 35歳まで(25歳未満は10年以内)に(1)になることを約束した後継者 | } 1万4千円(35歳未満) |



②政策支援を受けない場合でも、納付された保険料は、農業者年金基金が安全性と一定の利回りの確保を目指して運用します。

※H20~29の運用利回りの平均は3.41%です。ただし、これは過去のものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。運用の結果により、年金原資が保険料納付総額(原本)を下回る可能性もあります。

③年間60日以上農業に従事し、60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金の保険料納付免除者は除く)であれば、誰でも加入できます。

④保険料は月額2万円~6万7千円の間で自由に決めることができます。

⑤税制面で大きな優遇措置があります。*世帯員全員の保険料が社会保険料控除の対象となります。

農作物栽培高度化施設

農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りにした場合の取り扱いが見直されました!

水耕栽培、収穫用ロボットの導入により、ハウス等の底地を全面コンクリート張りにする場合、農地転用しないで設けられる仕組みが創設されました!



【背景】

- 温度・湿度管理を徹底し、施設の底面を全面コンクリート張りにして土壌の露出をなくしたい
- 収穫用ロボットを導入し、作業効率化を図りたい
- 農地に高設棚を設置して、水耕栽培を行っており、溶液等を均一に広げるためには、棚を水平に保つ必要があるが、土に高設棚を設置した場合、時間の経過と共に床面が沈下し、栽培に支障が生じるため、施設の底面を全面コンクリート張りにしたい。

【概要】

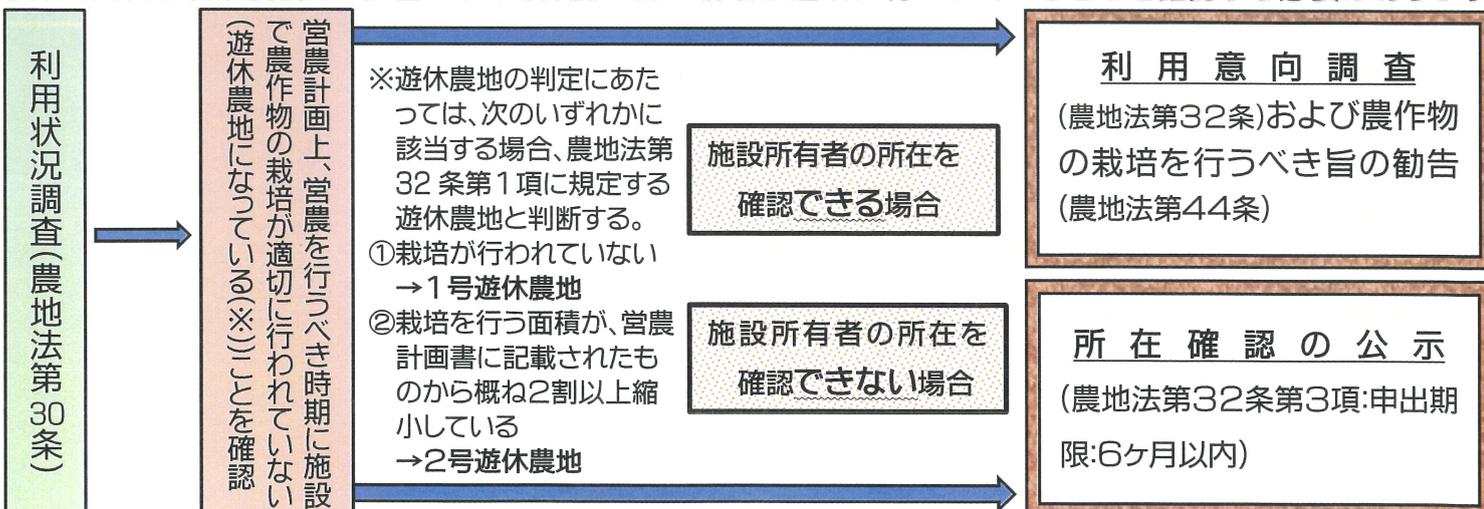
- 農作物の栽培に必要な一定の施設「農作物栽培高度化施設」を農地転用の導入等の許可を必要としないで、農地に設置できるようになりました。
- 「農作物栽培高度化施設」を設けようとする人は、あらかじめ農業委員会に届ける必要があります。
参考:取り扱いの見直しにより、「農作物栽培高度化施設」を設けた土地は、固定資産税においても、農地と同様の取り扱いとなりました。

【基準・条件】

- 1)農作物の栽培の用に供されるもので、畜産業の用に供するものは含まれず、キノコ類生産等は含む。
(トラクター車庫は含まない)
この施設の届出は、法律が施行された以後のものが対象となり、作業敷地や管理施設等の付帯施設の取り扱いについては、平成14年の国から通知されている「施設園芸用地等の取扱い」に基づき判断することになります。
- 2)周辺の農地等の営農条件に支障を生ずる恐れがないもの。
周辺農地の日照に影響を及ぼす恐れがないとして、農林水産大臣が定める施設の高さの基準に適合に適合するもの。施設から生じる排水の放流先の機能に支障を及ぼさないために、当該放流先の管理者の同意があったこと、その周辺農地の営農条件に支障が生じないように必要な措置が講じられていること。
- 3)施設設置に必要な行政庁の許認可等を受けている、または受ける見込みがあること。
- 4)施設が「農作物栽培高度化施設」であることを明らかにする標識の設置など、適切な措置が講じられていること。
- 5)施設を設けた土地が、所有者以外の権限に基づいて供されている場合は、施設の設置について、その土地の所有権を有する者の同意があったこと。(親子関係であっても必要)
- 6)当該農地の地目は田畑等の農地のままで、建物は高度化施設として登記する必要があり、届出書受理後に農業委員会は税務部局へ速やかに情報提供をします。

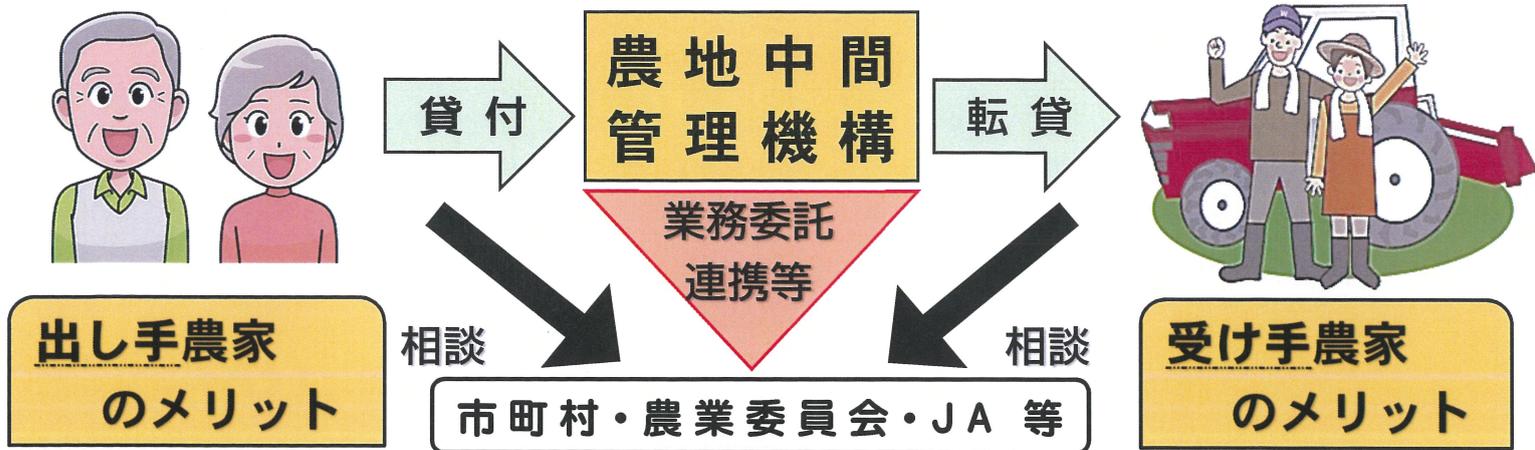
農作物の栽培状況の確認等

農作物栽培高度化施設が設置された後、農作物の栽培が適切に行われていることを確認する必要があります



農地中間管理機構、農地中間管理事業とは？

農地中間管理事業とは、知事が認可した公的機関である「農地中間管理機構」が、農地を貸したい農家から農地を借り入れ、規模拡大を図る農家にまとめて転貸する仕組みです。



- 機構は知事が認可した公的機関なので安心です。賃料が確実に支払われます。
- 要件を満たせば「機構集積協力が受けられます」
- 契約期間満了後は確実に農地が戻ります。
- 相続税、贈与税の納税猶予が継続されます。ただし、税務署への届出が必要です。機構への貸付は農業者年金の経営継承に該当します。

- 地域の農地が機構に集まれば、機構を通じて面的にまとまった農地を借り入れ、コスト低減や規模拡大など経営改善につながります。
- 個々の所有者と交渉する必要がありません。
- 複数の地権者の農地を借りる場合でも機構を通じて借りれば賃借料の支払い先を一元化できます。
- 機構から農地を借りた認定農業者は、資金が貸付当初5年間、実質無利子となります。

— 農地を生かし担い手を応援する —

全国農業新聞

新規購読者募集中!!

お申し込みは農業委員会へ

週刊 金曜日発行

月 700 円 / 年 8,400 円

(消費税・送料込)

相続等によって農地の権利を取得した時は？

農地の権利を相続等により取得した場合は、農業委員会へその旨を届けなければなりません。

- ◎届出を要する方
農地法の許可を要せず農地の権利を取得した場合
(所有権、地上権賃貸借など)

- ◎届出の時期
権利を取得したことを知った日から概ね 10 ヶ月以内



- ◎編集委員長 中村 博徳
- 編集副委員長 佐々木 信幸
- ◆編集委員 鳴海 美名子
- 天間 俊一
- 工藤 章



七戸町の
ニッ森貝塚を
世界遺産に!